

体育奨励事業の補助金支給対象ガイドライン（令和3年度以降適用）

1. 規程上の主な基準

- (1) 事業主が行う体育行事であり、当組合の保健事業として相応しい行事であること。
- (2) 行事は、事業所あるいは部門単位で行うものとする。
- (3) 体育行事の実施に当たっては、事前に組合の承認を受けなければならない。
- (4) 補助額は、飲食代・賞品代等2－(6)に掲げた費用を除いた必要経費の7割相当額か、参加者1人1日あたり2,000円を限度とする。但し、年間では1人あたり6,000円までとする。

2. 運用上の基準

(1) 補助の対象行事

補助の対象行事は、万人向けで誰でも容易に参加できる体育行事とする。

但し、ゴルフ等、種目が一般的でなく、特定の対象者に限られるものや健康・体力づくりの趣旨に相応しくない行事は対象としない。また、体育行事よりも懇親が目的である場合も対象とはしない。

なお、対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

例：運動会、ソフトボール、バレーボール、ボーリング、スキー、スケート、ウォーキング、アスレチック（フィールド、インドア）等。

(2) 行事の実施単位

行事の実施単位は、原則として事業所単位での実施とするが、事務所が離れていて全体で実施することができない場合は、事務所毎の実施を認める。また、被保険者数が100人を超える事業所においては、部門毎での実施を認めることがある。

(3) 行事の必要参加者数

① 実施する場合は、次の参加者数を必要とする。

事業所（事務所）の規模	必要とする参加者数
被保険者が50人未満の事業所（部門）	10人以上の被保険者
被保険者が50人～100人未満の事業所（部門）	被保険者の20%以上でかつ10人を超える人数が必要
被保険者が100人以上の事業所（部門）	被保険者の10%以上でかつ20人を超える人数が必要

② 実施する事業所または部門において、他社からの出向者（日揮健保の被保険者）および任意継続被保険者ならびに特例退職被保険者が在籍している場合は、その事業所または部門の参加対象者として認めるものとする。

③ 必要とする参加者数に満たない事業所（事務所）・部門で実施する場合は、別途事前相談を要する。

(4) 補助対象経費の範囲

- ① 行事に必要なとする会場借用料、施設入場料、競技用具の購入・借用料等。但し、親睦旅行を兼ねて体育行事を行う場合は、その体育行事に関する経費のみを対象とする。
- ② 遠隔地まで赴かないと、目的の行事が実施できない場合は、交通費、宿泊費を対象とする。

例：スキー、スケート、ウォーキング（交通費のみ）

- ③ 行事に係る費用と飲食がセットになっている場合は、セット料金の総額から飲食代相当額を差引いた費用とする。

(5) 補助対象外の経費

- ① 飲食代、賞品代、(5)の②以外の宿泊費および交通費、運転手等への寸志等。
- ② 傷害保険等の保険料および応急手当のため救急用具・衛生消毒薬の費用。ため救急用具・衛生消毒薬の費用。

保険の例：普通傷害保険、旅行傷害保険など

薬の例：絆創膏、湿布薬、包帯、三角巾、綿棒、消毒薬、酔い止め薬など

3. その他

- (1) 組合は、毎年11月頃に各事業所宛に翌年度の体育行事についての計画作成の依頼をし、各事業所からその計画書を提出してもらう。その計画に基づいて翌年度の予算案を策定し、毎年2月開催の組合会に上程する。
- (2) 当初提出された計画以外の行事について実施を計画した場合は、速やかに組合に相談し、改めて計画書を再提出するものとする。但し、予算決定後の計画については、予算残額の状況等を見定めた上で、組合がその可否を認定する。
- (3) 当初提出された計画以外の行事について、事前に組合に了解を得ないで実施した場合は、補助は認めないものとする。
- (4) 提出された計画の行事を実施した場合であっても、当該年度末（3月31日）までに補助の申請がない場合は、補助は認めないものとする。
- (5) 上記2の(4)の②で参加者の中に他社からの出向者・任意継続被保険者・特例退職被保険者がいた場合であっても、組合からの補助については行事を実施した事業所へ支払うものとする。
- (6) 本ガイドラインで対応できないものについては、本制度の趣旨に基づき個々のケース毎に検討するので、申請をしようとするものは事前に組合へ相談する。

以上